

カウンセラーだより

第4号 令和5年11月発行 長畝小学校 スクールカウンセラー

子どもの権利とは…？～子どもたちの幸せのために考えよう～

.....▶ 世界中の子どもが健康で幸せに生きていくために持っている権利。

子どもの権利条約について

1989年 「子どもの権利条約」国連で採択

1994年 日本は世界で158番目に批准

2022年 子どもの権利条約の精神に基づく「こども基本法」が成立



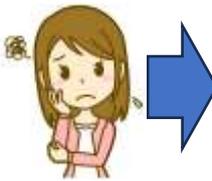
しかし、今なお世界中で多くの子どもたちが戦争に巻き込まれ、日本でも様々な暴力、差別、貧困等に苦しんでいる現状があります。

子どもの権利条約 4つの柱

<p>① 差別の禁止</p> <p>肌の色、性別、使う言葉、宗教、財産、考え方の違いなど、どんな理由であっても差別は許されない。</p> 	<p>② 子どもにとって最も良いこと</p> <p>子どもに関わる全てのことは、大人の都合で勝手に決めてはいけません。「子どもにとって最善の利益は何か」を一番先に考えること。</p> 
<p>③ 命を守られ成長できること</p> <p>全ての子どもの命が大切に守られ、生まれ持った能力を十分に伸ばして成長できるように、支援を受けること。</p> 	<p>④ 意見を表明し参加できること</p> <p>子どもは自分に関わることについて、自由に意見を表すことが出来る。子どもが意見を言える場所を作り、子どもの声を生かすのが大人たちの役割。</p> 

「子どもに権利を与えたらワガママになるのでは？」

「義務や責任を果たして初めて権利を使えるのでは？」



答えは…No!

権利とは「何でも好き勝手にできる」ということではありません。権利は条件で認められるものではありません。

子どもの権利が守られると…

自分自身が大切な存在であることを理解し、自己肯定感が高まる
他人にも同じような権利があることを知り、他者を尊重する心が持てる

我が家のエピソード

「いつもお母さんの言うことばかり(聞いてる)!!」

私が「～した方がいいんじゃない」とわが子に声をかけると、時々こう言って怒ることがあります。本人としては自分の考えがあるのに、私の考えを押し付けられたように感じているようです。

その瞬間、子どものためと思ってしていることでも、自分の都合で考えていることに気づいたり、子どもが失敗し考える経験を奪ってしまったかと思ったりするのですが、なかなか自分を変えるのは難しく…“子どもの権利”をキーワードに日々心掛けるようにしています。



SC 来校予定日: 12月7日、12月13日、12月21日、1月18日、1月25日、
2月1日、2月8日、2月15日、2月22日、2月29日、3月7日

来校時間: 9時30分～13時30分 (12月13日のみ10時～15時)

申し込み: 担任の先生、もしくは教育相談担当 中村先生まで